

腸管出血性大腸菌感染症について～県民の皆様へ～

保健福祉部感染症対策課

1 腸管出血性大腸菌感染症とは

ベロ毒素を産生する腸管出血性大腸菌による感染症です。県内では、年間約 40～50 例ほど報告があり、夏に増加する傾向があります。代表的なものは「腸管出血性大腸菌 O157」で、そのほかに「O26」や「O111」などが知られています。

<症状>

全く症状がないこともあります。下痢、発熱、激しい腹痛、血便などが見られ、ときに重症化し、溶血性尿毒症症候群（HUS）や脳症を合併することもあります。

<溶血性尿毒症症候群（HUS）>

様々な原因によって生じる血栓性微少血管炎（血栓性血小板減少性血管炎）による急性腎不全であり、発症した患者の致死率は 1～5%とされています。

<感染経路>

感染経路は経口感染です。菌に汚染された食品や水などを摂取したり、患者の便に含まれる大腸菌が直接又は間接的に口から入ることによって感染します。

2 予防対策について

- (1) トイレの後や調理・食事の前には必ずせっけんで手を洗ってください。
 - (2) 牛肉や鳥肉の刺身など、食肉を生で食べることは控えてください。
 - (3) 加熱調整については、内部まで十分に加熱（中心温度が 75℃、1 分以上）して食べるようにしてください。
 - (4) 生肉を焼くために使用する箸（はし）やトングと食べるための箸は別のものを使用してください。
 - (5) 調理の際の包丁、まな板や食器など、調理器具は清潔に取り扱ってください。
 - (6) 動物に触れた場合には、きちんとせっけんで手を洗ってください。
- ※下痢や腹痛、発熱等の症状がありましたら、早めに医療機関を受診してください。